第四項	第六十八条の十四第二項	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項
第五項	第六十八条の十四第二項	旧効力措置法第六十八条の十四第二項
	同法第六十六条第一項	法人税法第六十六条第一項
	第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項
	前条第四項、次条第五項	第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項
第九項	第六十八条の十四第二項	旧効力措置法第六十八条の十四第二項
	同法第二条第三十二号	法人税法第二条第三十二号
	第六十八条の十四第三項	旧効力措置法第六十八条の十四第三項
第十項	又は租税特別措置法第四十二条の十第二項	又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十第二項
	並びに租税特別措置法第四十二条の十第二項	並びに旧効力単体措置法第四十二条の十第二項
第十一項	租税特別措置法第四十二条の十第五項（	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第三項において「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十第五項（
	租税特別措置法第四十二条の十第五項」	旧効力単体措置法第四十二条の十第五項」

附則第二十二条第二項中「おける新租税特別措置法」を「おける所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）」に、「（新租税特別措置法」を「（平成二十五年新租税特別措置法」に、「、第四十二条の十二」を「から第四十二条の十二の四まで」に、「、新租税特別措置法」を「、平成二十五年新租税特別措置法」に、「及び第四十二条の十二第一項」を「、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項」に、「並びに第四十二条の十二」を「法人税法」に、「、第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条第一項並びに法人税法」に、「、第四十二条の十二並びに第六十二条の三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条の三並びに法人税法」に改め、同条第三項中「新震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「第十七条の三の二まで」を「第十七条の三の三まで」に改め、同項の表第十七条の二第十三項の項中「第十七条の二第十四項」を「第十七条の二の十二」を「第四十二条の十二の二」に、「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「第三項」の下に「並びに法人税法」を加え、同表第十七条の二の二第九項の項中「第十七条の二の二第九項」を「第十七条の二の二第十項」に、「及び第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四まで」に、「第四十二条の十二」を「法人税法」に、「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「第三項」の下に「並びに法人税法」を加え、同項の次に次のように加える。

第十七条の二の三第二項	第六十三条	第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項
第十七条の二の三第十項	第四十二条の十二の四まで並びに旧効力措置法第四十二条の十	第四十二条の十二の四まで並びに旧効力措置法第四十二条の十
	同法第四十二条の四第一項	租税特別措置法第四十二条の四第一項
	とする	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第二項及び第三項並びに法人税法」とする

附則第二十二条第三項の表第十七条の三第六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三」を「第十七条の三並びに法人税法」に改め、同表第十七条の三の二第五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表に次のように加える。

第十七条の三の三第一項	第六十三条	第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項
第十七条の三の三第五項	及び第四十二条の十二の三	及び第四十二条の十二の三並びに旧効力措置法第四十二条の十
	同法第四十二条の四第一項	租税特別措置法第四十二条の四第一項
	とする	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三並びに法人税法」とする